

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 2 8 年 4 月 2 2 日（金）	開 議	午前 1 1 時 0 0 分
		散 会	午後 7 時 1 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	山田委員長、安斎副委員長、酒井（隆裕）・斉藤・濱本・ 佐々木各委員		
説 明 員	市長、副市長（総務部長事務取扱） ほかに関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

これより、質問に入ります。

なお、順序は、公明党、民主党、新風小樽の順といたします。

○委員長

公明党の質問に際し、委員長から一言申し上げます。

4月18日の総務常任委員会において、斉藤委員の質問に対する市長答弁により議事が中断し、濱本委員から議事進行があり、今後の議事について協議するため理事会を開催したところではありますが、その日は議事の都合により委員会を散会し、本日改めて総務常任委員会の開催に至ったものであります。

理事会においては、斉藤委員の質問に対する市長答弁が答弁に値するかどうか協議を行いましたが、委員会として市長答弁は答弁に値しないものとの判断に至りました。

つきましては、市長に対して4月18日の答弁について改めて補足、追加することがないか発言を求めます。

○市長

いや、何も、何一つこちらからはございません。

○委員長

ただいまの市長の発言に対して、斉藤委員から何か御発言はございますか。

○斉藤委員

4月18日の当委員会での市長答弁は全く答弁になっておりません。自分自身が言い出した錯誤について、それをもって記者会見の発言内容が180度変わるという重大な錯誤について、それを錯誤だと主張し続けるのであれば、その錯誤に至った経緯、対応、その錯誤と発言内容との関係などについて一般の市民が理解、納得ができるように説明をする責任が市長にはあると考えます。説明をしていただきたい。

また、もし市長がそう思わないというのであれば、その理由を示していただきたい。

しかし、私はもともとそんな錯誤などというものはないと考えております。市長の苦し紛れの言いわけにすぎない。そんなうそをうそで塗り重ねるようなことをしないで、正直に本当のことを言うべきだと考えます。

さらに言えば、この森井ひであき後援会通信なるものの問題は、責任を転嫁して後援会に聞けなどと言わずに、森井ひであき後援会の代表者である森井市長が最高責任者として、いいものはいいい、悪いものは悪いと、これはこういう意味ですと、しっかり市長自身が政治家として説明責任を果たしていれば何の問題もないわけで、そもそも及び腰で逃げ回っている、森井市長の政治家としての能力のなさが招いた問題なのです。市長の猛省を、反省の答弁を求めます。

○市長

もう既に何度も説明させていただいておりますけれども、そのときにおける現状を私自身が把握しきれていない部分があり、いわゆる答弁のしようもないような状況でありますので、そのように説明を申し上げたということで御理解をいただければと思います。

また、後援会通信のことにしましては、何度もお話をしましたけれども、市民の皆様の意見の一つとして受け止めてまいりたい、このように考えているところでございますので、それについても既に先日説明を申し上げたところでございます。

○委員長

以上をもって公明党の質問を終結いたします。
民主党に移します。

○佐々木委員

◎人事について

まず、人事についてお聞きします。

人事というのは、市長から職員へのメッセージの一種だというふうに思います。あえてやはり登用するというようなこともあり得ると思うのですが、しかし、そのためにはほかの職員がそのことについて納得するという客観性が必要であろうと思っています。職員にとってみれば、自分のキャリアや、ひいては自分の人生を左右する、影響を非常に大きく与えるものであろうというふうに思いますし、市民にとってみれば、その職員の職務遂行の結果として、やはり直接・間接的に影響を受けるという意味では、このことについても影響は大きいものと考えます。

それで、今回、内申に基づかない人事が 1 件、前回、昨年 6 月については 22 件ということになっていますが、内申に基づかない場合、市長の恣意的な人事ではないというその客観性が確認できるかどうかが問題となると思いますが、市長はこれまでの答弁の中で、私自身が見て聞いて、勤務成績の評価を行った。私自身が見聞きしたことも含めて評価し、人事配置をしたと述べておられます。

そこで、まず、見て聞いての見てについてですが、職員の働きぶりを市長が直接見たということを指すのでしょうか。

○市長

もちろん私自身が直接見ている部分もありますし、見て聞いてという表現をさせていただきましたけれども、いわゆる私なりに過去に、斉藤陽一良委員のときにも説明申し上げましたが、私はこのたび初めてそれを志して挑んだわけではなく、長きにわたり、過去からこのお役目、この責任も含めて背負うという思いの下で、ずっとそういう志の下で取り組んできておりましたので、そのように職員における取組等を常々意識して、私なりに見て聞いて感じてきたという表現の下でお話をさせていただいたところでございますので、当然に見た部分もあれば、聞いた部分もあるということでございます。

○佐々木委員

今、客観性ということでお聞きしていますが、今、見て聞いて感じてという、感じたことも入られているようですけれども、市長は職員全員の働きぶりを見たということでしょうか。

（「現段階の、それとも」と呼ぶ者あり）

ずっとのこととしていいです。

（「昨年のお話をされているのですか」と呼ぶ者あり）

はい。昨年の人事をするに当たって、職員を見たのかという。

○市長

私自身、昨年の就任したときには、全員の働きぶりを 100 パーセント見れていたわけではございません。ですので、当然、私自身の考えはもちろんのこと、就任してからは、内申等も参考にさせていただきながらというお話をさせていただきましたが、今そのときに把握できるさまざまな情報の下で対応させていただいたというところがございます。

○佐々木委員

全員を見たわけではないという中で、市長が見たものをその人事の中で加えたということですが、それでは客観性について、見られなかった人はどうなるのかと。市長は今までも、日の当たらない人に日を当てるのだと

いうふうにおっしゃっていますよね。だけれども、それでは市長に名前と顔を覚えられていない方は、日が当たらないままではないですか。それだと、客観性、市長に見られた人だけ、名前を覚えられた人だけに日が当たったわけです。そういう意味では、市長は全員の名前と顔を一致させて、その上でこういうことを見たということがなければ客観性というものはないのではないかというふうに思いますけれども、市長は職員の顔と名前を全員一致させていますか。

（「それも今の段階ですか」と呼ぶ者あり）

そのときの段階で。

○市長

昨年の段階において、職員全員の名前、そして全員の顔が一致していたということではありません。ですから、先ほどもお話ししましたが、繰り返しになりますが、私自身もそういう私なりの評価を持っていて、さらには市役所内における内申書を含めたさまざまな評価指標等ありましたから、それらを全部総合的に鑑みて対応させていただいたというところでございます。

これも何度もお話しさせていただいておりますが、実際に内申においても、昨年においては昇任者、留任者におけるものであって、全員分は残念ながら出ておりませんので、そういう意味合いにおいてはもともと全員分における評価というものがありませんでしたから、そういう意味では、私自身のそのように見てきたものも含めて、それを補填するような意味合いも含めて対応させていただいたというところでございます。

（「昨年、留任内申ないって言ってませんでしたか」と呼ぶ者あり）

異動内申です。失礼いたしました。

○佐々木委員

内申も使われてということですが、今のお話を聞いていると、やはり私は自分の知っている特定の職員だけを取り上げて見て評価する。そして、知らない人は見られない、わからない。こういうことがその中で、内申を使った部分は、客観性がある程度担保されるのでしょうかけれども、市長が見た部分については、そのところの客観性、公平性については疑問があると思います。どうしてもそこのところで見られなかった方々にも優秀な方はきっとたくさんいらっしゃるのです。しかし、その人は市長の目に入らないわけですから、その人たちに光は当たらなかった。光の当たった人と当たらない人の不公平性があると思います。

もう一つ聞きます。聞いての部分ですが、誰に聞いたのか、また、何を聞いたのか、お聞かせください。

○市長

少し待っていただけますか。

（「今の職員であつたら」と呼ぶ者あり）

（「いや、あの、前段の御説明いただいたことに対しても言ったほうがいいかなと思ったのですが」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

前段のお話においては、客観性、公平性を私なりにしっかり把握しながら取り組んでおりますので、そのような佐々木委員が御心配されるような状態ではございません。

それと、今、聞いてというお話もありましたが、それについては先ほどもお話をさせていただきましたが、やはり私は長きにわたってそのようにずっとこのお役目につこうと目指させていただいたところでございますので、それを総合的に勘案した表現として見て聞いてという表現をさせていただいているところでございますので、特にその中で、これは前段、以前の議会の中でもお話しさせていただきましたけれども、経験者の方々も含めてお話を聞かせていただいたというところでございます。

○佐々木委員

見て聞いてが、ただ言葉の例えで、総合的なそういうやってきたことを全て含んでという意味でお使いになっているということですか。

○市長

もともと見て聞いてというお話をさせていただいたというのは、そういう意味合いも含めてお伝えをさせていただいたところでございます。

○佐々木委員

そういうことも含めてということは、実際に今言われたように、聞いての部分には過去の経験者や何かの方も含めて聞いたということについては間違いないわけですね。

それでは、そこところで言わせていただきますけれども、その過去の経験者やいろいろお会いになった方に聞かれたこともその中に入っていて総合的だということでしょうから、それで本当に客観的・公平と言えるのかどうかということについて言いたいのですが、これはあくまで伝聞です。その方が見た、その方が主観的に捉えた判断がまざることは、どうしようもないことだと思うのです。これは否定できないと思うのです。最悪の場合は、その方から何かまた中傷や誹謗というものが入る可能性もないわけではないと思うわけです。その可能性については、いかがですか。

○市長

私自身、先ほどもお話ししましたけれども、今まで、長い期間においての積み重ねの中での私なりの判断であるというふうに思っておりますが、それについては本当に一過性の部分だけではなく、やはり複数の情報等を含めて、私なりに総合的に勘案させていただいた部分でございますので、そのような御心配もないと認識をしております。

○佐々木委員

私は複数を聞けば、それが客観性になっていくということについては、少々疑問があります。いろいろな方に聞く、当然そうされたとは思いますが、それで客観性になるのか、その人たちの意見が偏っていれば、そちらに引きずられるわけですし、そういうことにならないためにさまざまな手法が使われて、現在行われているのだと思います。

その上で、もう一つ、先ほども市長がおっしゃいました。過去から取り組んでいたのも、意識してそういうことをやっていたということ、さらに18日の総務常任委員会での斉藤委員への答弁として、結果として市長選に3度出ているが、そのお役目につくために職員の取組を私なりに常に見てきているので、それらを背景として評価、判断に加えて評価を行ったというふうにおっしゃっています。

私は、聞いていて思うのは、その意味はどのようになるかということ、市長になる以前の8年間、個人的に見てきた職員の働きを市長になってからの人事評価、判断に使ったという意味にとれるのですけれども、そういうことで間違いないですか。

○市長

私なりに、その当時は一私人でしかなかったかもしれませんが、あくまでもこのお役目につくことを目標にずっと取り組んできたところでございますので、私自身がそこで当選したことによって、私がすり替わったわけでも何でもありませんから、当然その情報であったり、そのようなことを含めてこのお役目について、そのお役目についたという意味合いにおいては、公人としての判断の中で取り組ませていただいたところでございます。

○佐々木委員

市長も今おっしゃったように、一私人であったときに見たもの、それから公人になってから見るもの、判断すべきもの、ここのところというのは、明らかに差があると思うのです。私人であるがゆえに見られることもあるのかもしれませんが、それは私人であるということは、やはりその一部分、市役所職員の皆さん、さらに一側面

や断片的、さらには主観的な部分まで入ってしまうおそれがあるとは思いませんか。

○市長

ですからこそ、そのときの情報がいわゆる公人になって、短い期間ではありましたが、公人として改めて確認をさせていただいた上での判断だということでございます。

○佐々木委員

改めてお聞きしますけれども、そういう一私人であったときの見たり聞いたりしたものを人事に使うことというのは、一般的に法令上許されることなのかどうか、お聞きします。

○（総務）職員課長

人事異動、任用の関係につきましては、あくまでもその能力の実証ということで、客観性が担保されることが前提になるわけでごさいます。特段過去の経歴なり見聞きしたものについて使ってはならないというような法令上の縛りはございませんので、認められ、許されるのかということについては許されるのではないかというふうに思います。

○佐々木委員

そういう押さえであれば、そのところはそうでしょうが、ただ、それが本当に職員の能力を実証する客観的資料になるのかどうかということについては、また別だろうと思います。私は人事の評価というのは、市長が職についた後、やはり先入観にとらわれないで行うことも必要ではないかと思うのです。それまでに見聞きしたものと実際に自分が上に立たれたときとの押さえは、やはり違うと思うのです。そういう部分では、私は、市長の人事というのは、その客観性や何かに今「見て聞いて」の部分とその過去の部分を使っているということについて、少々客観性に欠けるのではないかと思います。この辺の判断はどうか、その辺が本当に正しいのか正しくないのかということについては、コンプライアンス委員会から結論を出していただけるというふうに思うのです。

それで、ちなみに先日開かれたコンプライアンス委員会で、市長は提出を求められているものがあると思うのですけれども、その具体的な内容についてどういうことになっているのか、お聞かせください。

○（総務）コンプライアンス推進室長

小樽市コンプライアンス委員会からは意見陳述書の提出を求められています。具体的な内容としましては、通報内容に対する認否や反論書でございます。

また、同時に平成27年6月1日の人事異動における昇任者26名の氏名と内申書の有無について一覧にして知らせてほしい旨の依頼を受けています。

○佐々木委員

その後段部分の6月1日の人事、26名の氏名と内申書の有無ということですが、もしこの内申書がなかった場合の何か具体的な判断基準のようなものを求められたりはしていませんか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

ただいまの資料につきまして、内容については提出を受けてからコンプライアンス委員会でまた審議されるものと思います。まだ最初の意見陳述書の認否も出ていない段階で、もしこうであったらとか、万が一こうであったらというような仮定のことについてはお話をしておりません。

○佐々木委員

市長にお尋ねしますけれども、もし、この内申の有無が出た段階で、今、またその次の段階で内申がないという、これは実際にはない方もいらっしゃるわけで、そのときには実証できる資料を提出できるような状況になっておりますか。用意はできておりますか。

（「どのようなものが求められてるのかまだわからないので」と呼ぶ者あり）

（「今現在、調整していると言うしかないですね」と呼ぶ者あり）

○市長

そのようにコンプライアンス委員会の方々から内容について説明というか、書類を提出するよう求められておりますので、今、それに伴って鋭意調査、段取りをさせていただいているところでございます。

○佐々木委員

私が聞きたかったのは、そういう内申がない人についての客観的な資料の用意はできているかどうかということです。

（「資料の用意」と呼ぶ者あり）

○市長

御指摘されているものの資料かどうかというのは何とも言えませんが、その方々に対しての説明ができるような対応を今させていただいているところでございます。

○佐々木委員

資料はあるということですね。

○市長

資料はもちろん用意させていただいております。これはほかの委員の方々ともやりとりをさせていただいている中で説明させていただいておりますけれども、客観的な視点というものが必ずしも資料として残しておかなくても、法的な指摘、問題にはならないということで、お話をさせていただいているところでございます。ですから、佐々木委員が今おっしゃるような個人におけるものにおいて内申にかわるものという形でまだ用意をしているところではございませんが、それらのことも含めて、その昨年の人事においての、今、御指摘をいただいていますから、それに対して対応できるように、今、準備は進めているところでございます。

○佐々木委員

個人についてのものがあるわけではないけれども、これから用意をするということですね。

（「既にあるのか、つくるのか」と呼ぶ者あり）

それが聞きたいのです。

（「それがひとつあるんですよね、職員の経歴みたいな」と呼ぶ者あり）

（「あるならあります」と呼ぶ者あり）

○委員長

少々お待ちください。

（発言する者あり）

○市長

今、鋭意準備中なので、それ以上のことは何もお話できないというところです。

○佐々木委員

それでは、もう既にあるものを準備しているということではないのですね。なくて、その書類、個人のものについては残っていなかったもので、これから準備をするということで捉えてよろしいですか。

（「はいでいいんじゃないですか。ないなら、ないって言っちゃえばいいでしょう」と呼ぶ者あり）

（「何ていえばいいですかね」と呼ぶ者あり）

（「ないって言えばいいだけです、今、準備しているんですから。当時はなかったでいいでしょう」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「当時の話しされてるんですか」と呼ぶ者あり）

（「当時の話」と呼ぶ者あり）

（「当時の話。何かまたそれが」と呼ぶ者あり）

（「だから、ないのか、ないのか……」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「委員長、整理してくださいよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

佐々木委員、もう一度、市長に内容をわかりやすく質問してください。

○佐々木委員

一番お聞きしたいのは、個人一人一人を市長が見て聞いて集めたそういう資料、内申がないときの実証をするための資料、個々人のものが提出できるようなものは、当時、昨年 6 月の段階で作成したものがあって、それを提出する準備を進めているのか。それとも、そういうものは、今も言ったように、きちんとした文書で残さなくてもいいからその当時はつくっていなかったけれども、それにかわるものを今つくって準備しているのか、どちらですかと聞いています。

○市長

後段でございます。今、御説明の中で言えば、後段のことになります。

（「後段。はっきりと言えいいでしょう」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○佐々木委員

その当時はなかったということがわかりました。

この件については、これでいいです。あとは、きっとコンプライアンス委員会でまた話が進むことだと思いますので、それを待ちたいと思います。

もう一つの質問に移ります。

先般、水道局の元職員の方から、私に直接、水道局人事に関して疑念があるというお話をいただきまして、何か怪文書と呼ばれるものもあるようですけれども、それとは別です。内容として個人にかかわるものもありまして、名指しして聞くつもりはないですので、これは一般論として伺いたいのですが、まず、いわゆる市長部局以外の教育委員会、水道局、それから病院局などで所属職員を昇任させる権利、権限というのは誰が有するのかをお伺いします。

○（総務）職員課長

市の職員の昇任関係、任命権者につきましては、例えば地方自治法の中の個別の規定や、その他法令の規定で任命権者というのが明確に定まっているということになってございます。例えば教育委員会につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に、教育委員会が任命権者という規定がございますし、あと水道局、病院局などの公営企業につきましては、地方公営企業法の中に地方公営企業管理者が任命権者であるという規定がございます。ただ、その法律の中でも縛りがございまして、例えば水道局、病院局の地方公営企業ですと、規則で定める主要職員の任免については、事前に市長の同意が必要だというような規定も法律上あるところでございます。

ただ、実際には、今までのところで申し上げますと、小樽市の職員配置というのは基本的に市長部局で採用した職員をほかの部局に出向させているということがございますので、人材育成の観点も市全体のことを含めまして、市長部局で一定程度の裁量権を持ってやってきたという経過は、これまでもあったということでございます。

（「一定程度の裁量権」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

そういう中で、例えば水道局、病院局という地方公営企業で内部昇任があった場合、水道局長や病院局長から市長に対して事前に同意の求めがあって、それに市長が応じて最終的にそれぞれの任命権者が昇任を決定すると、今

の説明について、そういうふうに理解してよろしいですか。

○（総務）職員課長

法律上は、先ほども申し上げましたとおり、そういう形になってございます。ただ、これも先ほど申し上げたとおりですけれども、市長部局からの出向職員ということもありますので、これまでは、一定程度、市長部局の裁量権を持って一定程度の配置を進めてきたという経過はございます。

○佐々木委員

市長部局に一定程度の裁量権があるということはわかりましたが、法律上、あくまでも昇任に関して主導権を有しているのは、それでも各任命権者であると確認をしてよろしいですね。はい、わかりました。

ところで、最終的な決定権者である任命権者、そもそも、ある職員を昇任させる意思がなかったにもかかわらず、言葉は悪いかもしれませんが、市長から何らかの圧力のようなものがあって昇任させざるを得ない、そういうケースというのはいり得るのでしょうか。

（「圧力って何ですか、圧力」と呼ぶ者あり）

○（総務）職員課長

各部局の昇任関係については、先ほど申し上げましたとおり、今までも一定程度市長の裁量権を行使してきた部分はあるということでございます。辞令というのは各任命権者がその名前で出すということになっておりますので、最終的には、それぞれの部局の任命権者が了承した上で辞令を交付しているということになっているものと思っております。

○佐々木委員

そういう過程であるということはわかりました。

その上で、一般論として、ほかの任命権者の意向を無視して人事異動というものはやはりあってはならないということが、これを確認させてもらいますけれども、私は先ほども聞きましたが、他部局の職員の日常的な勤務状況まで、市長、副市長の目が直接届くとは思いませんので、昇任の可否についてはやはりそれぞれの任命権者の判断に重きを置くべきだと思います。法律の趣旨を考えますと、各任命権者の独立性というのは当然担保されるべきものですが、もしこれまでの取扱い上、何か先ほど言った圧力のような、そこまでいかなくても、やはり影響力を大きくかけるというようなことがあるのであれば、それこそ改めるべきものだと思います。

この件について最後に聞きますけれども、やはり法律を遵守すべき立場でいる市長、市長といえどもやはり法律で認められている他の任命権者の権限を侵すことはあってはならない。そして、そのようなことは絶対にあってはならない、そのようなことはしないということはここで確約をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長

私自身は、それこそ各部局といろいろと打合せをしながら進めてきているところなので、おっしゃるようなその無視をしたというようなことは一切行っておりません。

（「無視したって私は1回も言っていない」と呼ぶ者あり）

無視したかのようなという表現をされていたかと思うのですが。

（「ああ、はい」と呼ぶ者あり）

私自身は当然に、先ほど職員課長からお話がありましたように、各部局においても市から出向、いわゆる小樽市役所職員が実際にそちらの部局に行って、職務を果たす以上は、やはり任命権者であり人事における責任者である私自身がきちんとそのことに責任を持って対応しなければならないという実情があると思っています。その責任の中で、やはりそれぞれの任命権者の方々とも当然話をしていかなければならないと思っておりますので、佐々木委員が御指摘のような御心配というか、そういうことは一切行っておりませんので、御理解をいただければと思

ます。

また、各部局においても当然にその各部局における意向であったりとか、その考えはありますけれども、それが一種、内申という表現で取り上げられていると思いますが、その内申とやはり市長自身の責任の下において、その突き合わせた中で決まっていくものが私は人事だというふうに思っておりますので、今後においてもそういう意味合いにおいては、内申はもちろん一つの判断材料ではあるとは思いますが、それ一つというのは、まさに先ほど御指摘のあった一部分であったりとか、又は断片的と言われかねない部分もあると思うので、残念ながら小樽市は昨年まで人事評価の仕組みがありませんでしたから、そういう内申だけではなく、これから人事評価もしっかりと機能させて、職員が全員きちんとした評価が対応できるように取り組んでいかなければならないと思っておりますし、日ごろからお話しさせてもらっているように、職員一人一人がこの市役所の中で活躍できる環境を私はつくっていくべきだと思っていますので、今後においてもそういう視点においてしっかり取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

（「人事評価ってあったじゃないですか。試行的にやっていません」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

いろいろとおっしゃっていただきましたけれども、その中であったように、私が心配しているようなことは行っていないし、今後も行わないということで、それはよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それは確約をいただきたいと思います。

やはりきちんと任命権者と事前に、市長が一方的にやるのではなくて、事前協議をきちんとすると。その上で進めていくということについてもよろしいですね。はい、わかりました。

◎記者会見記録等について

次に、記者会見記録等についてお話を伺います。

市長が言うとおりの、記者会見で何かしらの錯誤があったという前提でお聞きします。先ほど斉藤委員からは、いや、そんな錯誤なんてないのだ、うそだろうというお話がありましたが、まずはあったという仮定でお話を伺います。

昨年第 4 回定例会の中村誠吾議員の代表質問の答弁中に、ホームページに掲載の項目について「記者会見録を掲載する都度、内容について再確認しており、承知しております」というふうに市長は御答弁なさっています。当然この 1 月 29 日の記者会見での読んだという旨の発言についても、会見記録を掲載するに当たっても、これ再確認をされているのですよね。

○市長

確認しております。

○佐々木委員

その段階で、錯誤があったということは確認できなかったのでしょうか。間違いがないかどうかを確認する、そのために再確認ということをしているはずですが、どうですか。

○市長

その段階では、私は、いわゆる錯誤をしていたことに対しては気がついていない状態ですから、やはり人から指摘を受けて気づくこともありますので、そのときには気づかなかったというところでございます。

（「気づいてなかったといっても、おかしいと思いますよ」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

そうであれば、記者会見時に錯誤があっただけではなく、載せる前の再確認のときにも錯誤は続いていたということですね。

（「そんなばかみたいな話ないでしょう」と呼ぶ者あり）

もっと言うと、この錯誤に気づいたのは、議会の中で指摘をされたことによって初めて気づいたということになります。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

議会でも記者会見中でも、私は人間なので今後も間違える可能性があるとして市長は発言をされています。これは決して開き直し発言ではないと思うのですが、間違わないように、それから、間違わないようにするためにきちんと正確な答弁をするということを努力するのが市長の本筋であろうと思うのですが、そのための具体的な対策について、きちんと今後そういうことについてやっていくという対策についてお聞かせください。

○市長

私、記者会見の中でもお話ししましたが、今、そのときのお話の中で、流れのことでの御指摘かというふうに思いますが、やはり私自身も人間ですから、時に間違える可能性もありますし、その場合には、ミスが起きたときに対しては、その都度、皆様に対してきちんとお話をさせていただいて、できる限りの対応をすべきだと思っているところでございます。

しかしながら、その記者会見の中でその後にお話ししましたが、そのように間違わないように努力していくことも重要だと思っているところでございますので、それについては精いっぱい行ってまいりたいと思っておりますけれども、その具体的な取組においては、まだまだ具体的な形にまでなっておりませんので、それを具体的にいわゆる私自身が間違わないように努力することはもちろんですが、その体制についてこれからしっかり検討してまいりたいと思っているところでございます。

○佐々木委員

5 月にも定例記者会見があります。そこで具体性をきちんと持たせて間違いがないような取り組みを早急に 5 月までにきちんとつくっていただきたいと思っておりますけれども、それでもやはり間違いというのはあるわけです。市長がおっしゃるように、間違いはあるわけです。

けれども、今後、今回の反省に立って、間違った場合どのような対応をとるのか、一般論としてそれについてのお考えを聞きます。

○市長

それについては今までもそうですけれども、間違いがあった場合については、それについて皆様に説明を申し上げて、それについて訂正があれば、訂正を申し入れたりとか、又は訂正だったり削除等をお伝えさせていただいて、改善をするということになるのかと思います。

○佐々木委員

おっしゃるように、やはり説明をきちんと、その原因や何かを説明しなければなりません。そういうことはしていただきたいなと思います。

これは同じく中村誠吾議員への答弁の中で市長は「定例記者会見は、市民の皆様への積極的な情報公開や説明責任を果たす機会として考えておりますので、記者の皆様とのやりとりはできるだけ丁寧に行うよう心がけてまいります」とおっしゃっておられます。これは、本当にこのとおりだと思うのです。その辺について、きちんとまずやっていただきたいという希望です。

何かしらの錯誤についてもう少しお聞きしますが、私は、第 1 回定例会での森井秀明市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議の討論に参加させていただきましたが、私は、その中で市長が記者会見上、何かしらの錯誤により事実と異なる発言をしたこと、その他いろいろなことについて、やはり市長みずから身を処すべきであると、責任をとるべきだと述べました。しかし、その後、その件についてどうなのかというコメント

が市長から発信されていないですけども、その結果として、市役所の内外にさまざまな影響や波紋が出ています。お聞きになっているかどうか分かりませんが、職員の中では、職務上何かミスや間違いを起こしても大丈夫だと、何かしらの錯誤があって記憶がないと言えば責任は問われないぞというふうな話がまことしやかに、流れているらしいのです。そういう件について何かお聞きになっていますか。

（「聞いているかどうかですか」と呼ぶ者あり）

はい。

○市長

今のお話については、今初めてお聞きしましたが、私自身はもう既に議会の場でも皆様からそのような御指摘もいただき、また、それについても説明し、謝罪等もさせていただいて、そういう意味ではそういう責任を果たさせていただいたところでございます。

（「説明してないよ、何を言ってるんですか」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

ですから、今、市役所職員の中でそのようなことがあれば、記憶がない、責任が問われないということには、やはりなり得ないというふうに思っているところでございます。

○佐々木委員

議会で説明と謝罪をされたというふうにおっしゃいましたけれども、私たちはそれを聞いた記憶がないのです。それが一つ。

それから、何か今聞いていると、だから、もう責任も身も処した、責任もとったというふうにお考えなのですか。

○市長

今までの記者会見においてそのような錯誤があったということは皆様からも御指摘をいただいて、それについては何度も説明をさせていただいたところでございますから、その責任のとり方というのは現時点においては、記者クラブに申入れをさせていただいたところでございますけれども、まだ結論が出ていないところでございますので、最終的な責任を果たしたところまでには至っていないとは思っております。

○佐々木委員

記者クラブで謝罪をしたような話は聞いていますけれども、議会に対して何か謝罪があったというふうには、私は確認していませんが、いかがですか。

（「最初においてそれがあったということをお話ししたときにお話ししてますよね」と呼ぶ者あり）

（「この部分このまま議事録に載ったら大変ですよ。記者クラブだけですよ」と呼ぶ者あり）

（「いやいやいや、言ってますよ」と呼ぶ者あり）

（「言っていないって。委員長、議事録確認しないと、これ謝罪したっていう議事録残っていますか」と呼ぶ者あり）

（「いや、私は話ししてます。だって、最初に」と呼ぶ者あり）

（「錯誤の謝罪してないですよ。これ、でも議事録を確認してください」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○委員長

今の佐々木委員からの質疑であります。市長からは議会に対しても謝罪というお言葉があったように思われます。その点、少し精査していただきたいと思います。

（「ありましたよね」と呼ぶ者あり）

（「確認しないとだめなんだよ。すぐ出るのかな」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

(「最初ですね」と呼ぶ者あり)

(「1 回ちょっと確認のために」と呼ぶ者あり)

(「話していますよね、記者会見で」と呼ぶ者あり)

(「議会の場で」と呼ぶ者あり)

(「議会の場ですよ、1 定のときの最初の」と呼ぶ者あり)

(「休憩して」と呼ぶ者あり)

それでは、今の議事に対して議事録精査をしたいと思いますので、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1 時13分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

理事者の答弁を求めます。

○総務部次長

先ほどの件でございますけれども、2月29日の第1回定例会、自民党鈴木議員の代表質問での再質問における、休憩後の答弁で、記者会見の件について答弁させていただいておりますけれども、その中で、「記者会見においてももしっかり言葉を間違ふことのないようにしてまいりたいというふうに思っておりますので、それについて御理解をいただければと思います」の後に、「大変恐縮でございます。失礼いたしました」と答弁させていただいております。これが謝罪に当たるものと考えております。

(「何で市長の発言なのに次長が答えてるの」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

そのようにそのところで謝罪をされているという押さえのようですけれども、一つこの休憩に入る前の市長の言葉の中で、この件について私が質問した中で、私は常々議会の場で指摘をされ、それについては何度も説明させていただいた、謝罪等もさせていただきということでお答えになられています。これまた得意わざですけれども、「それについては何度も説明をさせていただいた」という、それというのは、市長、ここはどういう、何を指しておっしゃっておられましたか。

○市長

委員長、一つ確認させていただいてもよろしいですか。

○委員長

はい。

○市長

よろしいですか。

○委員長

はい。

○市長

今のお話の答弁の前に、一つ確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、私自身は先ほど佐々木委員から謝罪をしていなかったではないかという御指摘を受け、いや、私は謝罪をさせていただいているというお話をさせていただいたところでございます。今、それをさらに具体的に追及されて、私の謝罪ということが答弁として入っていたということが認められたときに、先ほど佐々木委員が御指摘されていた謝罪していないということ自体

が、いわゆるもともとの答弁とは違う状況になってしまうのではないかと私は認識をしているところです。本来そういう場合において……

(発言する者あり)

いや、今、確認させていただいているところでございます。例えばそれを、では、言った、言わない、言っていないではないかということが事実になった場合に、それを、言葉を例えば撤回されて謝るとか、そのようなことになり得るのですか。私それがどうしても気になっておりますし、私自身は望んでいるところではございません。私自身は、先ほど答弁いたしましたけれども、私は謝罪をさせていただきますということをお話しさせていただく中で、結果的に議事録精査ということでありましたけれども、皆様はそれを謝っていたわけではないということを認識違いなのか、それこそ錯誤であったのかわかりませんが、そうではないという認識だというふうに思いますけれども、私は……

(発言する者あり)

(「錯誤って何だよ、錯誤って」と呼ぶ者あり)

(「委員長、ちょっととめてください。何言ってるんですか」と呼ぶ者あり)

(「何言ってるんだよ」と呼ぶ者あり)

いや、私、一応確認しました、最初に。

(「確認って」と呼ぶ者あり)

(「ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

(「確認もへったくれもあるか」と呼ぶ者あり)

それで、

(発言する者あり)

私、このようなことは……

○委員長

少し聞きましょう。

○市長

誰においても起こり得ることだというふうに思いますし、時に議論が熱くなれば、不適切な発言等が出て、そして人から御指摘を受けて、

(発言する者あり)

それを訂正等することもあると思うのですが。

(「だめだって、こんなのを許すのか」と呼ぶ者あり)

私は、

(「委員長、だめだよ」と呼ぶ者あり)

このようなことにおいて、例えば追及されるとか、突き詰められることを妨げるものではありませんけれども、

(「確認じゃないでしょう、これ」と呼ぶ者あり)

私自身は、議会の場でこのような時間を費やしても、

(「反問権なんかないんだぞ」と呼ぶ者あり)

私は何も生まれないのではないかなというふうに思っております。やはり市民の皆様のために政策議論を行うことを……

○委員長

よろしいですか。

○市長

私は期待をしているところでございますけれども……
(「だめだって」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長。

○市長

やはり……
(「ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

○委員長

一言申し上げます。反問権というのはございませんので。

○市長

もう存じております。ですから、
(「そういう言い方じゃなくて反問じゃなくて確認だと言って主張しているんだって」と呼ぶ者あり)
一つ確認をさせていただきたいと思っていて、
(発言する者あり)
私は市長部局から質問することはできませんので、何の議論を行うかは、
(「委員長」と呼ぶ者あり)
議員の皆様のやはり裁量に委ねられているというふうに私は感じております。
(「委員長、違うって」と呼ぶ者あり)

その中で、
(「委員長」と呼ぶ者あり)
今お話しさせていただいて……
(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)
(「委員長、だめです」と呼ぶ者あり)

○委員長

濱本委員。

○濱本委員

ただいまの市長の発言は、もしそういうことを言いたいのであれば、理事会の中で、文書で理事会に出していただくべきで、この場で市長が言うべき発言とは思えない。趣旨がわからないですし、この場の発言とはすぐわないので、議事整理してください。
(「それだったら理事会のときに言えばよかったでしょう」と呼ぶ者あり)
(「まだ確認の最中です」と呼ぶ者あり)
(「何が確認なの」と呼ぶ者あり)
(「確認の最中じゃない」と呼ぶ者あり)
(「だめだよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

一言申し上げます。
(「言語道断だ。何考えてるんだ」と呼ぶ者あり)

その確認というのは、どこでどういう場所だとか、書面に出していただかないと、今ここで確認というふうにはたぶんならないと思います。我々も理事会の中では、今、市長がおっしゃった謝罪という意味では、この「大変恐

縮でございます。失礼いたしました」は謝罪には当たらないと、そういう理事会では整理をさせていただきました。

（「違う、そうじゃなくて」と呼ぶ者あり）

（「違うんだって」と呼ぶ者あり）

ですから、今の……

（「そんなこと言ってる自体がおかしいんだ」と呼ぶ者あり）

市長が今述べていること自体が全くこの委員会にはそぐわないと。

（「わからなすぎ」と呼ぶ者あり）

（「ペーパーで理事会に出してもらえばいいんだよ。そこからもう一回再開すればいいじゃない」と呼ぶ者あり）

（「では、最後までその確認について……」と呼ぶ者あり）

（「ちょっと待って、確認じゃないでしょう。何を確認したいんですか」と呼ぶ者あり）

（「ですから……」と呼ぶ者あり）

（「何の確認ですか」と呼ぶ者あり）

（「ですから、最後までお話を聞いていただいてから……」と呼ぶ者あり）

（「何のために」と呼ぶ者あり）

（「聞けない」と呼ぶ者あり）

（「それで……」と呼ぶ者あり）

（「そのときに理事会のときに言えばよかったんですよ」と呼ぶ者あり）

（「私は、一応初めに……」と呼ぶ者あり）

（「言語道断だよ、こんなの、本当に」と呼ぶ者あり）

（「委員長に確認をさせてくださいということで……」と呼ぶ者あり）

（「議会のルール無視だ」と呼ぶ者あり）

（「発言を許していただいてお話をさせていただいているということでございます」と呼ぶ者あり）

（「打ち切って」と呼ぶ者あり）

（「打ち切ってください」と呼ぶ者あり）

それでは、市長、その確認については、もう一度私からも言いますが、まるっきりその今の佐々木委員の質問に対しての確認ということでは少し説明がそぐわないのかなと思っております。そういう意味で、佐々木委員……

（発言する者あり）

（「ちゃんと整理してね」と呼ぶ者あり）

そういうことであれば、もう一度ペーパーに起こしていただいて、理事会に申入れをしていただきたいと思います。そのほうが確実に市長のそういう疑問点が果たされる。また、佐々木委員もそういう点では……

（「何もそんなことは言ってないでしょう」と呼ぶ者あり）

ええ。

（「そういうことじゃないでしょう」と呼ぶ者あり）

ですから、佐々木委員の質問と市長の御答弁は全然……

（「確認になっていないもの」と呼ぶ者あり）

合っていないと……

（「1回とめてください。何を言いたいかちゃんとペーパーで出してもらいましょう」と呼ぶ者あり）

思います。

(発言する者あり)

よろしいですか、市長。確認でしたら書面に出していただいたほうが、お互いにこの点ということでは理解できると思います。いかがですか。

(「いや、何も問い合わせることじゃないじゃないですか、こちらの判断で」と呼ぶ者あり)

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長

佐々木委員。

○佐々木委員

私が聞きたかったのは、市長の発言の中にあった「それについては何度も説明をさせていただいた」というところの「それ」というのが何を指すのですかということだけを単純に聞きたかったわけです、まずは。その後のことについては、私は何をするかについては何も言っていないです。改めてどうしろこうしろという話はしていないわけです。それをこのように前どりしていろいろなことを言われても、私としたら、その市長のおっしゃっていることで質問できなくなってしまうということになりますよ。

(発言する者あり)

そういう発言に一定の制限をかけることになってしまいますからね、市長。

(「そんなつもりは一切ありませんし、そんな話もしておりません」と呼ぶ者あり)

(「いやいや、そういうことになりますって」と呼ぶ者あり)

ですから、まずね……

(「確認をさせていただきたいと」と呼ぶ者あり)

(「いや、確認じゃないって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

まず、それについて、それという中身についてお答えをお願いしたいと改めてお願いします。

○委員長

静粛にお願いいたします。まず……

(「委員長、ちゃんと裁いてください」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「理事会開いてください」と呼ぶ者あり)

それについて、今、佐々木委員からもありましたが、御答弁できますか。それについてということで質問がありました。

(「休憩入る前にそれについて謝罪っておっしゃったから、それについてって「それ」って何ですかって質問してるのに何で」と呼ぶ者あり)

質問の意味が。

(「委員長、1回とめて理事会入ってください」と呼ぶ者あり)

まあ、あの今……

(「とめたほうがいいって」と呼ぶ者あり)

一度、今の市長の御答弁も聞いたと思います。理事の委員の方々、一度理事会を開いて、この文言整理について……

(「文言整理じゃない」と呼ぶ者あり)

(「文言整理じゃないって、今の市長の発言について」と呼ぶ者あり)

市長の発言について理事会を開きたいと思います。

よろしいですか、副委員長。

○副委員長

委員長の権限で。

○委員長

この際、暫時休憩し、理事会を開きたいと思います。

休憩 午後 1 時24分

再開 午後 6 時22分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

再開に際し、委員長から申し上げます。

佐々木委員の質問に対し、市長から確認ということで発言の申出があったわけではありますが、委員長としては、この確認は佐々木委員の質問に対する確認であると判断し、市長に発言を許可したものであります。

しかし、内容的には佐々木委員の質問に対する確認とは到底思えない発言であり、委員長として市長には発言の中止と、何らかの申出を行うのであれば、書面にして改めて提出していただくよう協力を呼びかけたところであり、す。にもかかわらず市長は発言を継続しようとしたことから、濱本委員から議事進行がかかり、委員長としては理事会を開催するというところで休憩に入ったものであります。

理事会において各理事より、市長の発言は委員会ルールを無視したものであるとともに、委員会審議にそぐわない内容であり、委員長が制止を試みたにもかかわらず、発言を続けようとしたことは到底許されるものではなく、ひいては委員長の委員会運営に対する冒瀆ともとられかねないといった御意見や、その内容については正確な意図は明確に理解できないが、恐らくは佐々木委員の認識に錯誤があり、それを批判するかのようなニュアンスであり、委員の質問を封じ込め、議会の存在意義を否定するかのような発言であるという御意見などがございました。

このような議論の結果、市長の発言は議会議論において不適切きわまりないものであることから、市長自身が委員長に発言の撤回を申し入れるべきであるという結論に達しました。その旨を理事者を通じ市長には伝えたところではありますが、発言の撤回や謝罪は得られないとのこと、理事会としては不本意な回答を受けたところでもあります。

市長には就任以来、動議や決議が幾度となく提出され、その都度、議会と真摯に向き合うことを求めてまいりましたが、このたびの総務常任委員会においても議会ルールを遵守し、真摯に向き合う姿勢が一向に見られないことを見るにつけ、森井市長の認識を疑わざるを得ません。改めて市長には自身の発言の重みを自覚するとともに、委員会ルールは守るといった認識を持った上で、委員会審議に臨むことを強く求めます。

それでは、佐々木委員の御質問に対する答弁を求めます。

○市長

先ほどの質問は、「それに」ということでよろしかったでしょうか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

先ほど総務部次長からも答弁いたしましたけれども、議事録の中でということでお話をさせていただきましたが、そのときに記者会見についてということで、説明と謝罪についてお話をさせていただいたというところでございます。

○佐々木委員

「それ」というのは記者会見ということですか。

○市長

御質問の中では、職務上の何かのミスや間違いについてということから始まったかというふうに思っておりますけれども、そのときに私がミスを犯したというふうに思っておりましたので、それについての説明とそして謝罪をしたということでお話をしたところでございます。

（「違うわ、認識が違うは」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

市長がミスを犯したということについてが「それ」に当たるということですね。

そして、「それについて」ということは、そのミスを犯したことということが何かしらの錯誤というふうに後でなつたと、原因がそうなつたという意味ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

やはりそれについて、そうしたら謝罪をされたという認識で市長はおられるということですから、先ほど市長がいろいろと私の「それ」について何を指すのかという質問に対して、いろいろと述べられたことは、正直、聞いて全く理解ができなかった。何をおっしゃっているのかわからなかったのです。自分の質問というものと全くかみ合わない内容が出ていましたので、非常にびっくりしたのですけれども、その中で私が唯一聞き取れたのは、私から謝罪をしていなかった、それから謝罪をしていないという指摘をされたというふうに市長は其中でお話しされていまして、先ほどの総務部次長の答弁でいけば、誤りであると。私に誤りがあり、何らかの錯誤があつたのではないかという話がその中にあつたと思うのですが、そういう意味でしたか。

（「それについて触れてよろしいのですか」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長の答弁を求めます。

○市長

触れてよろしいのですか、先ほどの話について。

（「いや、先ほどの答弁の中で私が間違い、そのところで謝罪をしていないということを市長おっしゃられていますが、そのとおりでいいのかどうか」と呼ぶ者あり）

先ほど委員会がとまったときに、私が発言をしていた内容についてお聞きになられているということでよろしいのですか。

（「発言の中身ですね、中でおっしゃられていたこと」と呼ぶ者あり）

私自身は、このような機会の中で、先ほど説明をした中では、説明と謝罪をさせていただいたというふうにお話をさせていただいたところでございますけれども、それを佐々木委員から、森井市長は謝罪をしていたのかどうかということを疑問に思われたというふうに、先ほどのお話の中で、私自身はそうように受け止めておりましたので、謝罪をしていなかったのではないかとおっしゃっていたかと思えますけれども、それについてお話をさせていただいたところでございます。

（「何を言っているのかわからない」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

市長、違います。市長は謝罪をしていなかったのではないかというふうに言ったと言うのだけれども、私はそういうふうに言っていない。私が言ったのは、1 回目は、謝罪を聞いた記憶がないと言ったのです。それから、2 回目は、謝罪があつたとは確認していないと言っているのです。わかりますか。その確認をしていないということを実際として指摘しているのではないです。これは、私がそういう印象を持ったということをお話しているわけです。違いがわかりますか。私はこれについていろいろほかの議員の皆さんにも聞きましたけれども、ほかの議員の皆さんもそういう印象です。ですから、これは事実と違いますが、いかがですか。

（「聞いていないっておっしゃったんですね」と呼ぶ者あり）

いやいや、私、また、そうしたら、これはもう一回確認することになるけれども、私は自分で、きちんと映像で自分の発言を確認しましたから。

（「聞いていない。聞いていないとおっしゃった」と呼ぶ者あり）

私は、謝罪を聞いた記憶がない。それから、謝罪があったとは確認をしていないというふうに、質問の中で言いました。それと、謝罪をしていなかったのではないかというふうに市長は言っていますが、これは明らかに違うでしょうと。

（「事実と違うということでしょう。言ったことじゃないところを言っている」と呼ぶ者あり）

（「記憶にない」と呼ぶ者あり）

○市長

今おっしゃった記憶にないとか、その表現を、お話しされたこと、私はそのような形でお話をしましたけれども、しかしながら、私自身は、そのことをお聞きして実際に謝罪をしていたので、そこに違いがあるということでの表現をさせていただいたところでございます。

○佐々木委員

これ以上言いませんけれども、私、市長はそういうふうに言って、私に錯誤があったのではないかというふうにこれの中で言っているように聞こえます。

（「失礼だな」と呼ぶ者あり）

（「失礼なことを」と呼ぶ者あり）

だけれども、私は少なくとも、自分が得た印象としてのことを語っているわけですから、そのことについて事実として謝罪をしていなかったと指摘しているわけではありません。これはそこの中で、例えば市長の発言の中で最後に市長がおっしゃられていて、本当に理解できないのですが、私の言ったことと、それから市長が何らかの錯誤でおっしゃったことが同レベルの錯誤のように、間違いのように、誰にでも間違いはあるのだというふうに述べられておりますけれども、明らかにそれとこれとは違うものであるということについては、この場で指摘をさせていただきたいと思います。

次へ行きますけれども、その上でお聞きしたいのですが、市長は何らかの錯誤があった、それについてこの中で、謝罪について、議会には市長としてはしたつもりがある。その何らかの錯誤について謝罪をしたのだということでよろしいですね。

（「何らかの錯誤について」と呼ぶ者あり）

違うのですか。先ほど何らかの錯誤、その間違いのことについては、何らかの錯誤ですというふうに私にお答えになっています。そのことについて謝罪をしたというふうに押さえていいのですねと聞いているのです。

○市長

ですから、最初にその出来事が起きたことに対して説明をし、それについて謝罪をさせていただいたと。先ほど佐々木委員も言いましたが、その後において、さまざま皆様から質疑とかをいただく中で、説明をしていくときにそのような錯誤という表現をさせていただいたというところでございます。

○佐々木委員

そうすると、最初に市長が何らかの間違いをしたことについては謝罪をしたけれども、その原因であった何らかの錯誤の部分についての謝罪はまだしていないというふうに今の発言でとりますが、それでよろしいですか。

（「何ですか」と呼ぶ者あり）

○市長

ですから、その最初の前段の最初の根底にあったところに対して、最初に謝罪から入っているということでござ

いますから、その中でいろいろ説明させてもらっている中にそういう錯誤という言葉が伝わったということであって、もともとの最初の前段階で謝罪をさせていただいているということで、お話をさせていただいているところでございます。

○佐々木委員

だから、そのところで、全部錯誤について間違いについて謝罪をされたと、議会に対して謝罪をされたというふうに押さえていいのですねと聞いたのです。

（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）

そのとおりですね。わかりました。謝罪をされたということで了しました。

まとめになりますが、市長ではなく、職員に例えば先ほどのホームページ等のミス、間違い、それから事故があった場合、一般的にどのような処置がとられるのかということについてお聞きをします。

○（総務）職員課長

職員に業務上の事故なりミスがあった場合の一般的な流れということで申し上げますと、各部から総務部に事故報告ということで報告がございまして、本人からもてんまつ書を徴した上で職員分限懲戒審査委員会に諮ると。それで、その程度に応じまして措置なり処分なりを科すという流れが一般的なものということになってございます。

○佐々木委員

市長の場合は、何らかの間違いがあった場合にはどうなりますか。

○（総務）職員課長

市長に対する懲戒処分というものはございません。これは市長は選挙で選ばれている身分であるということと、市のトップでございますので、そもそも市長に対して処分を科すものも存在しないということになるのかと思います。市長に職員であれば懲戒処分に該当するような事案が生じた場合には、市長みずからどうするかということ、それか選挙で市民が判断されることというふうに思っております。

○佐々木委員

今お答えがあったように、市長についてはみずから身を処すということが課せられているというふうに私は思います。私たちも間違い、議員でも間違いや何か、それから何か間違ったことを言ったりした場合は、その中で懲罰もあれば、私たちもみずから訂正をする、謝罪をする場が設けられます。ですから、これは皆さん、先ほど市長も発言の中でおっしゃっていましたが、それぞれに何か間違いがあれば、それぞれの中できちんと謝罪なり訂正なりをしていくということが道理だろうと思うのです。職員はするように処罰されたり懲戒にかかったりするわけですが、市長は、みずからやらざるを得ない、やらなければならない。これからいきますと、みずからの責任をやはり果たすために、まずはやはり記者クラブに対して、これは市民に対してという意味と重なりますけれども、説明責任があるわけですから、いち早い解決のためにやはり速やかに会見を開き、自分の言葉で率直に今回のことについて説明や謝罪を行う必要があります。そして、その上で、みずから身を処すこと。改めてこのところを聞きますけれども、職員への影響等も考えて、その説明と責任のとり方についてお答えをいただきたいと思います。

○市長

先ほどからの繰り返しになるかもしれませんが、ですからこそ、ミスがあったときに対して、議会の中で説明をし、謝罪も既にさせていただいているところでございますし。

（「何も謝罪してない」と呼ぶ者あり）

記者に対してもそのように説明をし、その訂正について申入れをさせていただいたところでございます。記者クラブからは、それについては受け入れがたいというお返事をいただいていますから、それについて今後どうするかということはまだ決められておりませんので、今後において検討はしていきたいとは思いますが、何にして

も、今、職員課長からお話がありましたように、私自身もいわゆる選挙を通じて民意を得てこのお役目についておりますから、当然にこれから言葉の使い方であったり、表現においても私自身もしっかりと気をつけていかなければなりませんし、それらも含めて私自身このお役目について職責を果たして、その中で責任を果たしていくのが本来ではないかと思っておりますので、今後においてもその視点を持って取り組んでまいりたいと思っております。

○佐々木委員

今、みずからの職責でというお話がありました。御存じのとおりですが、職員も、それから市民も見えています自分たちのリーダーである市長が自分のミスについてどのように身を処するのか、責任をとっていくのかということについてきちんとした対応をとらなければ、やはり人心というのは離れます。これは何も私が言わなくてもおわかりのことだと思いますけれども、職員への一番の教育というのは上司がみずから部下に模範を示すこと、行動をとることだと思います。これについてはたぶん市長も御同意なさると思いますけれども、その辺のところをきちんとやっていただきたい。それで、次の記者会見までには答えを出したいというふうに記者クラブではお答えのようですから、今のような部分についても、しっかりとお答えを出していただきたいと思います。最後にそれについて御見解を伺います。

○市長

私自身も市長というリーダーとなって取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、御指摘のように職員の模範となれるように、これからも努力をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○委員長

民主党の質問を終結いたします。

新風小樽に移します。

○安斎委員

◎記者会見での発言について

初めに、今の佐々木委員とのやりとりでの話で確認をさせていただきたいと思いますが、何でそうなったのかを説明しなければ、説明責任は果たせないとは私は考えております。市長は先日の記者会見の中で、次の記者会見までに改めなければいけないというような趣旨で発言されていましたが、改めるというのは何を改めるのか、確認をさせてください。

○市長

そのときにあった映像等を含めて確認し直したいという意味合いでお話をしているところでございます。

○安斎委員

確認した後はどうするのですか。確認だけしておくのですか。

○市長

まずは確認をするところから始めたいということでお話をしているところでございます。

○安斎委員

それを、記者会見で確認しましたというふうな発言をされるということですか。

○市長

それは今後においてということですか。

(「次の記者会見で」と呼ぶ者あり)

それから確認をした上で、自分自身で気づいたこと等があれば、それを説明するというところでお話をしたところでございます。

○安斎委員

それはいつになりますか。

（「記者会見の日程ということですか」と呼ぶ者あり）

いやいや、確認して、次の記者会見は 5 月何日かだから、そのときにはまず映像等を確認すると。それで、確認しました、それをどうやって分析して、いつまでに記者の人たちに何で分析をして……

○市長

記者会見の場でもいつまでにということではお話はしておりません。

○安斎委員

私はいつまでにと言っておかないといけないと思うのです。何らかの錯誤があったのはこういう理由ですというのは毎回記者会見で問われると思うので、それについては夏ごろまでにとか、この前も総務部長の不在の部分では第 2 回定例会までにはというようなお話をされているので、森井市長としてはいつまでにこの分析をするというような話をしておかないといけないかと思っていますので、改めて私のこの指摘についてもし御理解いただいて、6 月ぐらいまでにはその検証をしたいとか、そういった話があるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○市長

やはり私なりにそれは努力をしていかなければならないと思っておりますので、努力については常々続けていかなければならないと思っておりますけれども、何度も繰り返しになりますが、やはりそれを自分自身できちんと把握でき、気づいたときでないときちんとした表明ができないというふうに思っているのです、いつまでにというふうに言えていないということでございます。

○安斎委員

◎参与の業務日誌、報告書について

この質問を続けてもらちが明かないので次に移ります。

参与の報告書について資料要求させていただきました。濱本委員から業務日誌等が資料要求されていますので、これについて質問させていただきます。まず報告書ですけれども、提出してくださいと話したところ、最初は出せない。それは情報公開制度にのっとって意思決定の中で中立性が不当に損なわれるおそれがあるという理由で出せないということをお話しされていましたが、その間いろいろ二転三転しましたが、結局、資料を出していただきました。では、当時、不当に損なわれるおそれがあるといっていた部分はこの報告書の中でどこなのでしょうかということが疑問に残りますので、それについて御説明いただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

今、安斎委員からのどこなのかという部分も含めまして答弁させていただきたいと思います。要求された参与の報告書でありますけれども、部内において内容等を含めまして協議をしたところでありました。その中で最終チェックをした結果、特にいわゆる個人情報等もガイドラインに沿って情報公開も含めた中で最終チェックをした結果、提出することという形で判断したところでございます。

○安斎委員

しかし、最初は、それがあるから出せないとおっしゃっていたのですね。そのときには部内でそういったことに当たるかもしれないから検討していますということを私に言わないで、中立性を不当に損なうおそれがあるから出せませんという話をされていたのですから、それは何か全然理由になっていないと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○（総務）秘書課長

私から安斎委員に御説明させていただいたところで、情報公開条例のガイドラインも含めて部内でチェックをしているところという形の説明であったというふうに考えてございます。

○安斎委員

よく理解できませんけれども、次にこの報告書の中身について聞いていきますが、これはそれぞれフォントも違うし、書き方、書式も違うし、ページ番号も振っていない。これで報告書だという理解でよろしいのですか。

○（総務）秘書課長

資料として参与の報告書という形で出させていただきました。いわゆるシステムといいますか、除排雪への参与からのレポートという意味において、こういった資料を参与から提出いただいたものでございます。

○安斎委員

業務日誌の 1 月 13 日を見ると、レポートなんて一言も言っていないのです。市長への報告書作成と言っているのに、整合性が全然合いませんけれども、いかがですか。それは報告書ではないですか。レポートと言いかえているだけではないですか。

○（総務）秘書課長

業務日誌の報告書の作成という部分でございます。いわゆる報告書、レポート、表現の部分はあるかとは思いますが。その中で、参与の業務といたしまして、降雪期には、現場のパトロール等もしてございました。その中で、そういった業務をやりながら、参与として感じた部分、提言等も含めてまとめてほしいということで私からリクエストいたしまして、こういった形でまとめて提出をいただいたというものでございます。

○安斎委員

だから、それは報告書なのですねということを確認させていただいたのですけれども、先ほど秘書課長はレポートというお話をされたので、どちらなのかということなのです。レポートだったら、ここに秘書課長からレポート作成の指示などとあるはずなのですが。

○（総務）秘書課長

私のほうでレポートという形で答弁をさせていただきました。その中で参与から、本年度除排雪業務に関する現状分析、それからシステムの設計という形において報告をいただいたという認識でございます。

○安斎委員

それは秘書課長に提出され、それから市長に報告したということでよろしいのですね。

では、伺いますけれども、私はこれを報告書だとは思っていませんし、こんなばらばらなものをよく認めたと思います。その中の 8 枚目、できなかった理由の 2 番目にまず何て書いてあるか、御説明いただけますか。

○（総務）秘書課長

8 枚目の貸出しダンプ制度についてというページでよかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

1 点、先ほど秘書課長への提出ということでございますけれども、私、秘書課長、それから、市長、副市長に直接この報告書を提出して参与から説明をしてございます。

できなかった理由の部分を読ませていただきます。2 番目ということでよかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

参与としてのリーダーシップがなかったのと、具体的な指示ができなかったということでございます。

○安斎委員

2 点質問します。

まず、これは秘書課に提出されているものですから、業務日誌も秘書課長の決裁だし、報告書も秘書課で出してもらっているということだから、所管は総務だということになりますよね。よろしいですね。

そして、もう一点伺いますと、参与は現場に指示できる立場の人だったのかどうか、これは任用伺を改めて見てもどこにも書いていないのですが、それを確認させてください。

○（総務）秘書課長

参与の任務と職責といたしましては、いわゆる指示命令系統には属さず、市長及び職員からの求めに応じてアドバイスをするという業務でございます。

所管についてでございますが、業務日誌、それからこういった報告書の部分、まず業務日誌から答弁をさせていただければ、あくまで秘書課の囑託員という形でございますので、業務日誌は日々私へ提出するという形でございます。

それから、いわゆる報告書の部分に関しましては、所属長である私、それから業務内容といたしましての除排雪に関しての報告書ということでございますので、建設部、それから市長、副市長への提出という形になってございます。そういう意味では所管といたしましては、まず私のほうで報告書を受け取ったという形でございます。

○安斎委員

では、総務所管のこの報告書と業務日誌から改めてもう一回質問しますけれども、具体的な指示ができなかったとありますが、これはどういうことでしょうか。なぜ指示ができる立場ではない人が指示しようとしていたのでしょうか。しかもリーダーシップがなかったと言っていますけれども。

○（総務）秘書課長

参与としてリーダーシップがなかったのと具体的な指示ができなかったということで、先ほどの私の答弁の中でも、いわゆる指揮命令系統の外側にいるという形で答弁をさせていただきました。この中で、日々の業務の中で、具体的な指示、これが職員からの求めに応じた部分で助言を行うという形、実際的には職員からの求めに応じて、そして助言を行うという職務でございましたけれども、表現といたしまして、具体的な指示ができなかったという形で表現という形で受け止めてございます。

（「何を言ったかわかんないな」と呼ぶ者あり）

（「具体的な指示とアドバイスって全然違いますよね」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

では、もう一つ聞きますけれども、市長はこの間ずっと、私の公約を把握している一人だと、実現に向けて必要な人材だと言っていたのに、できなかった理由の 4 番目で市長方針への理解が足りなかったと言っていますけれども、どういうことでしょうか。

○市長

先ほど秘書課長が答弁したように、私自身も説明を受けました。さすがに申しわけないですけども、一字一句一文一文に対して全ての説明を受けたわけではありませんので、これについては半分想像になりますけれども、私自身の公約も含めた除排雪に対しての考え方であったり、方針であったりというものが職員の中に浸透しきれなかった、理解が足りなかったという意味合いなのかなと想像するところでございます。

○安斎委員

この間、ずっと 1 週間かけて報告書の提出を求めて、この中身についても総務所管ですから、建設の中身については触れられませんが、これについて質問すると言っているのだから、それを少しでも把握しておくのが真摯な向き合い方ではないのですか。想像だけで答えていいものなののでしょうか。受け取っているのですよね、この報告書。そして質問があるといったら、一字一句見なくても、どこを質問されるかと想定質問して見ておくべきなのではないですか。しかも、私は、ここについて質問すると言っていたのですけれども。

（「もっとわかりやすく質問しないと、理解してくれないでしょう」と呼ぶ者あり）

（「これについて、何ですかと聞いているだけです」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

文章の中で、リーダーシップがなかったこと、具体的な指示ができなかった、市長方針への理解が足りなかった

という部分、安斎委員から、この部分に関して聞くということで伺っておりました。

この中で、まず、この部分で貸出ダンプ制度についてということでございましたので、そのリーダーシップが足りなかった、具体的な指示ができなかった、市長方針への理解が足りなかったという部分に関しまして、いわゆる貸出ダンプ制度の内容に関してということでございまして、先ほど市長からの御答弁があった部分の中で、いわゆる市長の方針が参与からうまく職員に伝わらなかったという形で我々は理解してございます。

（「貸出ダンプについて理解してなかったけれど、市長から指示があったことの方針を理解していなかったのですか」と呼ぶ者あり）

○市長

参与の御本人なりの貸出ダンプ制度について少しでも改善していこうという思いの中で、御本人なりにこのできなかった理由として、このような視点を持ち得られたのではないかと思います。

（「市長方針の理解が足りなかったと言っていましたよ」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

では、市長方針の理解が足りなかったというところですけども、参与に対してアドバイスを求めるだけではなく、市長からも指示をこのようにしてくださいというような指示もしていたということでよろしいですか。

（「してください」と呼ぶ者あり）

はい。このような指示をした、このようにやっていってくださいとか、例えば。除雪に限らず、市政全般のアドバイザーですから、市長から参与、これについてはこのようにやってくださいなどというふうに言っていたということですか。

（「やってください」と呼ぶ者あり）

○市長

いや、そのようなことではないです。私自身は、これは貸出ダンプ制度に限らずですけども、参与自身から除排雪等における改善策についてさまざまアドバイスをいただいている、それについて私自身も除排雪の改善に向けて考え取り組んできたというところがございますので、今、御指摘のようなことではございません。

○安斎委員

では、参与に指示をしたことは1回もないと、今度はこれを確認させてください。市長から参与に指示したことはないということですか。アドバイスを求めただけということですか。

（「指示、いわゆる業務について何かしてくれと」と呼ぶ者あり）

そうです。

○市長

そのような形ではないです。相談とかそういうことは含めて行っているところがございますけれども、参与から、そういうふうにしてくださいとか、ああしてくださいということではございません。

（「参与のほうからではなくて、市長のほうから参与に指示しているのかどうか」と呼ぶ者あり）

いわゆる安斎委員が御指摘なのは、参与が具体的な指示ができなかったということで報告書に書かれていますから、例えば私が参与に言って、そういうふうに指示してくださいとか、そういうことをしたかどうかということだと思いますが、それはありません。

○安斎委員

それでは伺いますけれども、2月1日と3日と10日の参与の業務日誌ですけども、市長からの指示など書いていますので、これについて具体的に説明していただけますか。備考には市長からの指示というふうに書いていますので、大丈夫ですか。ここで業務日誌をそのまま読んでもらってもいいですけども。

○市長

原部の職員と打ち合わせるときに、参与においても同席したりする機会がかなり多かったです。私自身がその原部の職員等に対して私自身の考え方であったりとか、又はこのように行っていただきたいというようなことをその場において指示であったりとか、検討してほしいということでお話をしましたけれども、それをたぶんまとめられて書かれたのではないかと思います。

（「では、参与にではなくて現場の人に指示したということですか」と呼ぶ者あり）

はい、そうです。

○安斎委員

それでは、一番問題だと思うのが、2月3日ですけれども、排雪は部分ごとに区切るように中止も考えることとか、2月10日には市長からの指示、今後、排雪の必要性がないと思うので十分な除雪対応をと言っていますけれども、市長、この間、我々議会には排雪中止を指示したことは一回もないというふうに答弁していましたよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

これ、全然違いますか。

○市長

このような細かい質問については、本来は建設常任委員会ではやっていただくべきだと思いますけれども、その建設常任委員会等でも話しましたが、中止を指示したことはございません。区切るとか、そういうようなお話は打合せをもととしていて、排雪に伴う段取りについてはいろいろお話をしておりましたけれども、その内容の中で区切りをしっかりとってやっていくというようなことではお話をしているところではございます。

○安斎委員

これは総務所管の業務日誌ですから、何がどうとは言わないですけれども、2月1日には不必要な排雪作業を行わないようにというふうにも言っていますが、これは、中断、中止をさせているのではないのですか。そして、制度自体の変更が必要で取りやめにさせた箇所がありましたと。現場は市長の指示を受けて取りやめさせたと言っていますけれども、3月14日の予算特別委員会では、「私が排雪を中断させたというお話は、どの場面でもされていないというふうに思っております」と言っていますけれども、これ全然違いますか。

（「何で違うんだ」と呼ぶ者あり）

○市長

私は、先日答弁したとおりでございますけれども、排雪作業は、本来必要なところに対して行うべきであると思っておりますので、例えば貸出ダンプが入った後にまた排雪作業が入るとか、そのように重なるようなことは防ぐように現場として対応してほしいとか、そういう意味合いにおいて不必要なということできっと書かれたのではないというふうには思いますけれども。

○安斎委員

それでは、2月3日ですけれども、執行率は7割を目標とすることと言っていますけれども、これはどういうことですか。

○市長

皆様も御存じのように、今年度においては少雪な状況だということでありましたので、その中で、もともと市から皆様にお話をさせていただいた穏やかな気象という基準がありましたから、実際にそれに伴う降雪量がそれに近いような状況だったので、それに伴った予算配分で対応してほしいということでお話をしたところでございます。

○安斎委員

市長の発言で「中断を指示したということ、それは私は一度もございません」というのと、参与の業務日誌にある「市長からの指示で中止も考える」こととか、「排雪の必要性がないと思うので十分な除雪対応を」などという

のは、中断ということではないですか。認識が全然違うということですか。これはどういう意図で言って、参与は書かれているのですか。

（「わからないですね」と呼ぶ者あり）

この業務日誌、秘書課に提出されているということなので、把握していると思いますけれども、どちらが本当なのですか。今までの市長の発言とこの市長からの指示というのは、参与の発言が、この書いていることが違うということですか。

○市長

とりあえず一つ明確なのは、私は中止そのものを指示したことはございません。

○安斎委員

業務日誌では中止も考えることと言っていますけれども、そうしたら、これは、参与が市長と違うことを市長に言われたと指示したということになっているのですか。今後、排雪の必要性がないと思うので、市長からの指示と書いていますけれども、どういうことですか。

（「それはどういうことかわからないですね」と呼ぶ者あり）

どういうことかわからないといったって、参与は直轄のアドバイザーです。言っていることと、ここに書いていることが全然違います。

○（総務）秘書課長

業務日誌等については私への提出という形になってございまして、ただ、実際、業務の内容に関しましては、こういった形の業務日誌の提出という形で、実際に業務の内容に関しまして、参与に改めて確認することは私からはいたしておりませんでした。

○市長

この場で除排雪議論を重ねるのは私としてはあれですけども……

（「いや、除排雪ではなくて、参与の業務日誌のことですから」と呼ぶ者あり）

私自身は対応できる方法がいろいろあるであろうという考え方もあって、その状況を鑑みながら、例えば除雪で対応できないだろうとか、そういうようなお話をさせていただいたところでございますけれども、それをいわゆる排雪をやめて除雪に切り替えるという意味合いとかも含めて、そのように書かれたというふうに想像するところでございます。

○安斎委員

市長としては、その排雪はやらないでくださいなどという指示をしていたということですか、これについては。参与がそのように言っているということは。その部分を中止してくださいと。除雪で対応してくださいと指示していたということですか。しかもこれは、雪対策本部だから除雪事業についての打合せの中でというふうに言っていますけれども。

○市長

何度もこの場で、総務常任委員会で雪のことを繰り返して恐縮ですけども、何度も言いますが、中止を指示したことはございません。

○安斎委員

それであれば、2月3日の参与の業務日誌の備考にある「市長からの指示の排雪分ごとに区切るように（中止も考えること）」、これと整合性が合わないので、これについて明解な御答弁をお願いしたいと思います。

○市長

先ほどもお話ししましたが、私は部分的に区切りながらその現状を鑑みながら対応してほしいということでお話をしたところでございますが、恐縮ですが、括弧書きは御本人がそのように判断されて括弧書きで書かれた

のかなというふうにと思いますが、私自身はそのようなお話をさせていただいた中で、参与自身がそのように受け止めて書かれたのかなというふうには思います。

○安斎委員

では、秘書課長、これについては、直属の上司ですから同席されていたと思いますけれども、この括弧書きについては参与の考えなのか、それとも市長もそのように発言していたのか、その点を御説明いただけますでしょうか。この業務日誌について本当に信憑性があるものかどうか疑わしくなってきましたので。

○（総務）秘書課長

同席というのは、この業務日誌の提出の際に同席ということ……

（「会議」と呼ぶ者あり）

会議ですね。会議に関しましては、私は同席しておりませんでした。

○安斎委員

業務日誌を提出する際に、この備考の部分というのはどのようにチェックしているのですか。ただ、これを出されたからといって決裁していたのかどうか確認させてください。

○（総務）秘書課長

業務日誌というものは日々提出されておりました。その中で、業務の内容に関しましては、雪対策の部分もございましたので、詳細なチェックという部分までは至らなかったのが事実でございます。

○安斎委員

では、2月10日ですけれども、備考の市長の疑問点への回答に「制度自体の変更が必要であり、取り止めさせた箇所はあまりない」とありますけれども、これはどういうことですか。

○（総務）秘書課長

この日の業務日誌でございますけれども、除雪事業についての打合せということで、市長、副市長、建設部副参事、雪対策課長という形で会議が持たれております。この中で建設部副参事……

（「委員長、済みません、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○市長

これらの内容については除排雪にかかわるお話でございますので、恐縮ですが、ここからだ読み取れない部分もありますから、建設常任委員会等が行われるまでに、それについて改めて把握をさせていただきたいと思います。

○安斎委員

それでは、次の建設常任委員会等までに、この業務日誌と報告書を含めて質問に完璧にお答えできるということと理解していいですね、ヒアリングはした上で。

では、業務日誌について、今回の資料で黒塗りになっているところがありますが、黒塗りについての考え方を、今回の資料要求の部分だけで結構なので説明してください。

○（総務）秘書課長

黒塗り、マスキングの部分でございますけれども、具体的な個人名等が記載されていた部分は黒塗り、マスキングという形にさせていただきました。

○安斎委員

それでは、伺いますけれども、私としては、この1月22日の備考ですけれども、土屋運輸との打合せ内容と書いていて、貸出し排雪用ダンプの提供について訪問してやったということでしょうけれども、これはたぶんボランティアの関係でやってくれたという流れだと思うのですが、この後に、個人が特定されるのになぜこちらは黒塗りにしていないのだと思うところがあるのですよ。それが2月4日で、黒塗りとの協議内容となっているのですけれども、ダンプトラック提供の件と書いてあって会長から支援の協力を強く言われているとあり、会長と書いたら土屋

運輸の会長だとわかってしまうのに、これは黒塗りにしていなくて、備考の中で誰との協議内容、この誰の部分、この黒塗りととの部分があると、この整合性がよく理解できないのですが、この考え方を説明してください。

○（総務）総務課長

これは情報公開の考え方でいっているのですが、私どもとしましては、法人その他の団体ということで、これについては競争上の地位を脅かすものではないということで、黒塗りをしなかった部分でございます。

○安斎委員

いわゆるこれまでの資料提供の中で、黒塗りであったり黒塗りでなかったりというところがまちまちでありまして、逆にそういったことをされると、何か本当に不当に隠したいものなのかなと疑問を持たざるを得ない状況になりますので、そもそもこの今回の報告書の資料要求に関しても、そういった話がありましたから、ぜひ統一して、議会への資料要求等について、真摯な姿勢を見せていただきたいと思います。

○委員長

新風小樽の質問を集結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。